

年報誌「オルドー」における市場論の展開

鉢野正樹*

Masaki Hachino

Received October 30, 1991

ZUSAMMENFASSUNG

1. Das Jahrbuch „ORDO“ zählt einundvierzige Bänder in 1990. Mit den ganzen Bändern habe es meiner Meinung nach drei wirtschaftspolitische Ziele verfolgt: erstens die Stabilität des Geldes, zweitens die Öffnung des Marktes und drittens die Freiheit des Handels.
2. In Beziehung auf der Öffnung des Marktes kann man auch dreierlei Gründe zeigen. Zum ersten gebe es dafür einen ethischen Grund. Man muß den Markt deshalb offen halten, weil man damit den betrügerischen Handlungen in Markt einzudringen verwehren würde.
3. Zum zweiten gebe es auch einen theoretischen Grund. Größere Zahlen der Anbieter und Nachfragenden müssen um den günstigeren Preis gegeneinander spielen, wenn ein gerechterer Preis zustandekomme. Gleichgewichtstendenz des Preises sei davon abhängig, daß er wegen der großen Zahl der Beteiligten sehr wenigen Grund der Bewegungen habe.
4. Zum dritten gebe es noch einen wirtschaftspolitischen Grund. Wenn man die Freiheit zum Ziele hat, muß man dafür den Rahmen schaffen. Der Rahmen muß so weit wie möglich gesetzt werden. Denn die Politik für die Freiheit ist eigentlich nicht für die wenigen, sondern für die vielen gewählt. Der Rahmen muß doch fest gehalten werden, so daß alle Beteiligte auf dem Markte so frei wie möglich handeln können.

*教養部

Faculty of General Education

一 問題提起

(一) 日米構造協議と市場の開放

戦後間もなく、1948年にドイツで創刊された年報誌「オルドー」(ORDO)は、1990年の時点で41巻を数えるにいたっている。この「オルドー」には、三つの経済政策上の目標がある。これが、私の見解である。

- 一 通貨は安定させなければならない。
- 二 市場は開放しなければならない。
- 三 貿易は自由にしなければならない。

戦後のドイツ(旧西ドイツ)において、何故、このような経済政策上の目標が立てられたかは、戦前のドイツの歴史を振り返れば容易に説明がつく。通貨の安定については、第一次大戦後の天文学的数字(約1兆倍)と言われたインフレーションが歴史の教訓になっている。市場の開放についても、両次大戦間にドイツの産業に多発したカルテルが、これを管理するための国家主義型計画経済(ナチスの経済体制)の前提になったという歴史の教訓がある。貿易の自由についても、世界恐慌の結果、貿易によって自国の景気が更に悪化することを恐れて貿易を制限した世界の大勢に順じて、ドイツも孤立化政策をとったことが第二次大戦の原因をなしたという歴史の教訓がある。

年報誌「オルドー」が掲げる三つの経済政策上の目標に照らすと、1989年6月に日米間で開始した「日米構造協議」(Structural Impediments Initiative)で問題となっているのも、市場の開放であることが明白になる。市場論を主題にして、年報誌「オルドー」におけるその展開を検討するにあたり、日本が現在直面している現実的な問題として、「日米構造協議」についての見解を市場の開放との関連で述べてみたい。

「日米構造協議」は、1980年代のはじめから顕著になった日米間の貿易不均衡を背景に始められた。貿易不均衡の問題は、黒字国が加害者で、赤字国が被害者であるという納得しやすい論理によって、アメリカが日本に向かって貿易収支の改善を要請するという形で解決が計られてきた。しかし、あれから十年を経て省みると、むしろ責めを負うのはアメリカ側であったというのが正しいと思われる。この点、私はこの問題を詳細に検討した石原義盛の以下の意見を支持したい。

「最近における米国の貿易赤字や各種経済摩擦の原因は、米国の経済政策の失敗にあるといわざるをえない。日本にも問題はあるが、それはせいぜい二―三割で、あとの七―八割は米国側の責任である」¹⁾

1980年代に入ってアメリカでは、カーターからレーガンへと政権が交代した。レーガン政権は、減税政策によって設備投資と個人消費を拡大させ、その成果を用いて公共投資を増加させようとした。かかる需要増大によって懸念されるインフレーションには、高金利政策によって物価の抑制を計った。レーガノミックスは、このように減税政策と高金利政策とをミックスさせた。しかし、この結果、貿易と財政のいわゆる双子の赤字を生み出した。日米間の貿易不均衡も、ここから生じてきた。レーガノミックスは、1980年代のアメリカに長期にわたる景気の拡大をもたらしたのは確かである。財政赤字も、世界の安全保障のためのアメリカの軍事負担という側面、貿易赤字もこれによって世界の貿易拡大に寄与した側面があるので一方的に非難

はできない。しかし、こと日米の貿易不均衡に問題を限定すれば、石原義盛の言うように、アメリカの経済政策は失敗したと言える。

このように「日米構造協議」は、アメリカ側の正しい現状認識に基づくとは言えないが、本来は意図していなかったにせよ、日本の経済構造の問題点をも明らかにしたのも確かである。この点を理解するには、1985年11月のいわゆるドル高是正のためのプラザ合意までさかのぼる必要がある。ここまでさかのぼってみると、アメリカが問題にしたことは、まず為替構造、ついで貿易構造、そして市場構造であったことがわかる。アメリカは、まず、為替構造（日本の貿易黒字にもかかわらず、円高にならない為替構造）を問題にした。ついで、貿易構造（特に、農産物——オレンジ、牛肉、米——などの貿易自由化を拒む貿易構造）を問題にした。そして、最後に、市場構造を問題にし始めた。カルテル価格、流通制度、系列問題、排他的取引慣行、それに、貯蓄と投資と土地利用を加えた1989年の第一回目の会議で提起されたいわゆる六項目の検討課題がこれである。これによって、「日米構造協議」で問われているのは、日本の市場が外に向かって開かれているかどうかということよりも、市場が内に向かって開かれているかどうかということになる。

(二) ソ連、東欧、東独の経済変革と国家体制

1980年代の末に、雪崩のような変革が世界の社会主義諸国を襲った。ソ連、東欧、東独、さらに中国を含めた社会主義諸国の変革で問われていることは、計画経済から市場経済への移行である。しかし、社会主義諸国における市場経済の問題は、単に、商品市場、資本市場、労働市場の育成にとどまらない。もっと根本的に、市場経済を成り立たせる国家体制をも問題にしなければならない。このような観点から、まず、ソ連、東欧、東独の変革を東欧経済を専門とする諸学者の意見を参照しつつ整理してみたい。

1989年の変革を、野尻武敏は革命という観点から、この大きな歴史の変革を以下のように印象深く描写している。

「1989年はフランス革命二百周年にあたったが、この年の後半、東欧諸国に吹き荒れた嵐はフランス革命にも劣らず革命的であった。国民の民主化要求におされて、ポーランド——ハンガリー——チェコスロヴァキア——ブルガリアと独裁体制が崩れ、最後に残ったルーマニアでは、十二月二十五日のクリスマス当日、大統領夫妻が捕らえられその日のうちに処刑された。そして自らは慎重だったソ連でも、年がかわって1990年の三月に一党独裁の制度は廃止され、七月の第二十八回党大会では急進改革派の民主綱領派が脱党して、七十年余に及んだ共産党独裁は現実にもその幕を閉じた」²⁾

東欧に、民主革命と呼ばれる政治改革が成功した理由は、同じ1989年6月4日に、中国に生じた民衆の民主化要求への武力による血の弾圧と無関係ではなかった。中国では、1980年代に始まった開放経済をみざす経済改革が、民衆による政治改革の要求に発展した時に、これを武力によって破壊した。この武力鎮圧は、しかし、東欧での民主化要求を、武力で弾圧しにくい状況を生み出した。中国の民主化要求は、本国では失敗した代わりに、東欧での民主化運動を助ける結果になった。もちろん、東欧の民主革命は、より直接的には、1985年に登場したゴルバチョフ当時書記長によるペレストロイカによる。また、これによってソ連の東欧政策が、ブレジネフ時代の制限主権論から体制選択自由論へと転換していたことによる。更に、このよう

なソ連の東欧政策の転換の背景には、ソ連の深刻な経済危機があった。この点を、佐藤経明は次のように言っている。

「ソ連・東欧諸国の経済改革の現在の核心的問題とは何か。それは六〇年代いっぱい、あるいは第一次石油ショック（1973年）までの伝統的工業化の段階ではかなり健闘していたソ連・東欧の経済が、ここまで『ダメ』になったことと深くかかわっている」⁹⁾

問題をソ連の経済だけに限定してみると、ソ連の経済に資源や労働や資本（少なくとも、伝統的工業化といわれる重化学工業段階までの資本）に不足があるとは思えない。ソ連の経済に欠けているのは、このようなハードの面でなく、組織、制度、体制といわれるソフトの面である。

ソ連経済が、共有制から私有制（生産手段の所有形態で、公共施設などの所有形態ではない）に移行すれば、野尻武敏の社会主義の三つの形態の中で、ソ連経済は、管理社会主義（公有制＋計画経済）から、市場社会主義（公有制＋市場経済）を通りこして、自由社会主義（私有制＋市場経済）となる。これは、資本主義とは微妙な運営上の相違を残すだけの経済体制である。⁴⁾

これを、福田浩敏のより詳細な「所有・相互・上下調整の三元論」⁹⁾による経済体制論で分析すると、ソ連経済は、現行の所有方式では共有制、相互調整方式では中央管理経済（計画経済）、上下調整方式では指令方式をとる管理社会主義から、チェコスロヴァキアやハンガリーが目指している所有方式は共有制を残すものの、相互調整方式では市場経済（市場価格メカニズム）、上下調整方式も誘導方式へと変革する市場社会主義を超えて、所有方式すらも私有制をとる自由社会主義へと経済体制を改革することになる。

かかる大幅な経済改革が、ロシア革命（1917年）以来七十年以上にわたって築き上げられてきた今日のソ連で一朝一夕で成し遂げられるとは思えない。今年（1991年）8月19日の失敗に終わったクーデターによって明らかになった事実は、ソ連という2240万平方kmに及ぶ広大な国土と、2億8600万という膨大な人口と、120の民族⁹⁾からなる15の共和国を統一するためには、強大な軍事組織と強力な政党組織を必要とするということであった。更に、かかる軍事及び政党組織を維持するためには、莫大な経済力を必要とするということであった。

ソ連は、連邦体制を維持する必要上、権力というムチによって運営されてきた国家であった。この国家が、利益というアメによって運営されるためには、少なからぬ時間を必要とする。ソ連では、今でも、物々交換のため物資が隠されているというから、これを市場へと放出させるには利益というアメではなく、権力というムチが必要なのかも知れない。もし、そうであれば失敗に終わった国家非常事態委員会が、ヤナーエフ・ソ連大統領代行の名前で発表した声明で、以下のように言っていることは必ずしも失当ではないのかも知れない。

「導入された措置は暫定的なものであり、国家と社会の全分野にわたって改革路線から決して逸脱するものではない。経済を崩壊から、国家を飢えから救い、迫りくる内戦の危険の増大を妨ぐために、やむを得ずとられた措置である」⁷⁾

権力をもって今まで運営されてきたソ連の国家体制は、権力をもって運営される他ないのであるという保守派の現状認識を覆して、利益による運営が可能であることを実証するためには、改革派の側に、国家体制についての、正確な認識が求められる。すでに、西独との統一によって国家体制の変革を開始した東独は別として、ソ連にも、東欧にも、中国にも、現在求められ

ているものは、計画経済から市場経済への経済改革にとどまらず、政治改革と、社会改革をあわせた国家体制の改革である。これが、私の見解である。何故なら、政治と経済と社会との間には、秩序の上での斉合性が必要だからである。

政治の民主政治、経済の市場経済、社会の契約社会の間には、秩序の斉合性がある。逆に、政治の専制政治、経済の計画経済、社会の血縁社会の間にも秩序の斉合性がある。⁸⁾ 秩序の斉合性は、「オールド」の一致した主張でもある。

オイケンの弟子であり、オイケンの「経済政策原理」の編纂者であったパウル・ヘンゼルは、次のように言っている。

「経済、社会、政治、文化、宗教の生活は、孤立して営まれるものではなく、相互に規定しあい、影響しあっている」⁹⁾

これらの生活の秩序を統一する原理を説明するには、カール・ポパーの「閉ざされた社会」と「開かれた社会」が有用である。民主政治と市場経済と契約社会を統一しているのは、「開かれた社会」の原理である。「開かれた社会」というのは、相互批判を最大限に認める社会である。民主政治では、政党が競って政策の妥当性を批判しあう。これに比べて「閉ざされた社会」では、批判はタブーである。この社会にある批判は、相互的でなく、一方的である。有力者は批判されず、批判されるのは敗残者である。批判をうけたくない者は、批判から超然とした仲間の中に入る他はない。かくして、専制政治では、共産党は一党独裁であって他の政党の批判からは超然とする。計画経済でも、中央計画は絶対であって、これには服従あるのみである。血縁社会でも、血縁による（地縁や、学閥なども含めて）人間関係は生来のものであって、その年功序列は死ぬまで変わらない。既成の人間関係は、変革の余地はなく守られる他はない。

中国、ソ連、東欧の改革は、政治改革であり、経済改革であり、社会改革である。これが成功するためには、何よりも、ポパーの言う「閉ざされた社会」から「開かれた社会」への秩序原理の変革が受容されなくてはならない。市場経済は、「閉ざされた社会」でなく、「開かれた社会」の秩序原理に基づくとの認識が必要である。

二 市場と倫理

(一) 交換から虚偽、欺瞞、詐欺を排除する市場の開放

「日米構造協議」で問われているのが、市場は開かれていなくてはならないことだとすれば、何故、市場は開かれていなくてはならないのか、その理由が十分に説明されねばならない。また、中国、ソ連、東欧などの社会主義諸国で問われているのが、単なる経済改革を超えて、政治改革と社会改革をあわせた国家体制の改革であり、これらを斉合的に統一しているのが開かれた社会であるとすれば、何故、社会は開かれていなくてはならないのか、その理由が十分に説明されねばならない。その理由には、倫理的な理由、理論的な理由、政策的理由があげられる。そこで、これらの問題を、それぞれ市場と倫理、市場と理論、市場と政策に分けて検討することにする。以上、三者を合わせて市場論として、何故、市場は開かれていなくてはならないかを説明する。まず、市場と倫理との関係から始めることにする。ここでは、開かれた市場は、開かれた社会を要請することをもあわせて明らかにしたい。

年報誌「オールド」の中で、市場と倫理を主題とした論文には、ネル・ブロイニング「職階

的秩序と独占主義」(O. v. Nell-Breuning, Berufsständische Ordnung und Monopolismus) (第3巻 1950年), ヨセフ・ヘフナー「スコラ哲学における競争」(Joseph Höffner, Der Wettbewerb in der Scholastik) (第5巻 1953年), ダニエル・ウィユ「カトリック的思惟における市場経済」(Daniel Villey, Die Marktwirtschaft im katholischen Denken) (第7巻 1955年), エリッヒ・ホップマン「道徳と市場システム」(Erich Hoppmann, Moral und Marktsystem) (第41巻 1990年) などがある。この中では、ホップマンの「道徳と市場システム」が最も有用で、すぐれた論文である。ホップマンが、この論文で展開した「小さな、閉ざされた社会」と「大きな、開かれた社会」については、後にとりあげる。

市場と倫理との関係について、素朴な市場の生成に立ち帰って、何故、市場は倫理を必要とするのか、そして、それはいかなる倫理かを明らかにする。同時に、開かれた市場と開かれた社会の関係、すなわち開かれた社会での倫理を明らかにしてみたい。

経済が生産に始まり消費に終る循環過程であるという洞察力に満ちた見解は、難波田春夫の講義の中で、しばしば聞いた印象深い言葉であった。生産から消費にいたる循環過程は、二つの経路に区別される。一つは、生産が「市場」を通して分配され消費にいたる経路である。もう一つは、このような経路を通さないで、生産されたものが「配給」を通して分配され消費にいたる経路である。前者は市場制度による経路、後者は配給制度による経路である。市場制度では、商品にせよ、用役にせよ、情報にせよ、交換は対価を相互に渡して有償で行われる。これに対して、配給制度では、生産されたものは、一旦、無償で管理機関に集荷され、次いで再び無償で分配される。

交換の場合には、レブケが「経済の理論」(Die Lehre von der Wirtschaft, 1937, 邦訳「自由社会の経済学」)の中で言っているように、それが等価であればあるほど、交換の当事者の間には略奪もなければ慈善もないので交換は道徳的に中立の行為と見なされる。これに比べると、管理機関が介入する場合には、一方では集荷に際しては略奪が、他方では分配に際しては慈善が組みあわされている。略奪は道徳的にはマイナスだし、慈善は道徳的にはプラスの行為である。従って、市場制度では自動的に道徳的中立の行為が成立しているのに対し、配給制度では作意的に一方のマイナスを他方のプラスが補う形で、道徳的中立の行為が成立させられている。

市場制度には、本来、道徳的に評価されるような要素はない。道徳的には善くもなく、悪くもない。ただし、効利主義的観点からすると、市場制度には、交換の必然的な結果として、事後的に交換当事者の満足感を増大させるから評価されるべき利点をもっている。素朴な例で言えば、穀物をもつ人と、衣服をもつ人とが、互いに穀物と衣服を交換しあえば、交換する前に当事者がもっていたはずの満足感は、交換した後では双方ともに増加する。これを、両者の満足(効用)の度合で比較してみると、事前よりも事後では明らかに増大する。効用拡大効果を発揮する行為として、交換は、人間社会に制度として定着した。

しかし、あらゆる制度がそうであるように、交換にも、これが善用されれば有用であるが、一旦、悪用されるといまわしい弊害を生じる。ホーマーの描いた叙事詩にあるように、かつて、カルタゴ人は船に乗ってリビアの海岸に到着すると、用意した商品を陸揚げして煙をたいてリビア人に知らせ、自らは船に帰って待機した。煙を見たりビア人は、カルタゴ人の商品が気に入れば、商品の傍らに金塊を並べて、その場を立ち去り、カルタゴ人の反応を見た。カルタゴ

人は、金塊に満足すれば、商品をおいて金塊を持ち去って、両者の間には沈黙取引が成立した。¹⁰⁾しかし、交換は常にこのような麗しい形でのみ展開したのではない。交換には、相手の損失によって当方の利益をかちとろうとする悪意に支配されることが少なくなかった。

グルト・ハルダッハとユルゲン・ニリングの共著になる「市場の書」の中の「偽サフランの販売を禁じた、1306年のレーゲンスブルグ市参事会の規定」には、「この地では、たとえみずからの消費のためであろうと、再販売に供するためであろうとも、何人も、サフランの贋物を購買してはならないし、また販売してはならない。そして、偽サフランを提供し、誰かに売った者、あるいはそれを他者から買った者は、いずれも10ポンドの罰金を払わなければならない」¹¹⁾とある。このように、交換には、虚偽、欺瞞、詐欺が入り込み、この結果、一方が他方に慈善をしいる形で略奪が行われることは、古代、中世、近代を問わず珍しくない。問題は、どうしたら、交換の中からこのような弊害を取り除くことができるかということである。この問題を解決する方法が、実は、市場を開放するということなのである。

市場を開放することによって、何故、交換に、虚偽、欺瞞、詐欺などのゴマカシが入り込まないのか。それは、市場になるべく多くの供給者が入り、なるべく多くの需要者が入れば、供給者の間にも、需要者の間にも自己の捌きたい商品をなるべく多くの人に買ってもらおうと競争するし、逆に、自己の欲する商品をめぐって競争が生じるので、いかがわしい商品が市場に入りこむ余地が厳しく排除されるからである。競争によって悪徳を排除するのが、市場の倫理である。この倫理は、市場をなるべく閉ざすことによって資格と能力のない供給者や需要者を市場から事前に排除しておくという中世的、ギルド的行為に対して、市場を独占する行為を禁止し、競争者の参入を要請する。市場の倫理に、中世と近代では相違がある。問題は、市場に出回る商品の検証を誰が行うのかにある。生産者にその資格を全面的に委譲するのか、それとも、消費者が検証の主体となるのかということである。商品の真贋を見極める目が、誰に委ねられるかということである。生産者にしかその資格はないとすれば、市場を閉ざすことを非難できない。しかし、消費者にその権利があり、必ずしも資格を失わないとすれば、市場は開かれなくてはならない。

オランダのアントワープの取引所（市場）の玄関に掲げられていた「あらゆる国民とあらゆる国語との商人のために」¹²⁾ (Den Kaufleuten aller Völker und Sprachen) は、市場を開くことが、市場の倫理であるという当時の近代的な市場の倫理を宣言したものと思われる。これは、市場の隆盛は多くの人々が集まることによるからであったというよりは、市場の中から、いまわしい虚偽の種を取り除くことに本来の目的があったものと思われる。後に、ドイツでも制定される「営業秩序法」(Gewerbeordnung 1869年)も、以上の市場の倫理に即したものである。最近、貿易の自由化や、市場の自由化は消費者の利益になるという議論を耳にするが、これが単に商品が安く買えるからというのでは、市場の倫理を十分に深く認識したものではない。何故なら、市場には価格決定の機能とともに、商品検定の機能も求められているからである。中世から近代にかけて、この商品検定の権限は生産者から消費者に移されつつある。権限委譲に際して、消費者に真贋検定能力が備わっていること、消費者が十分に賢明であることが重要である。最近、アメリカなどで消費者教育が問題にされるのも当然のことである。

(二) 「閉ざされた、小さな社会」から「開かれた、大きな社会」へ

市場が、アントワープ取引所の標語にあるように「あらゆる国民と、あらゆる国語との商人」を受容しようとするれば、市場は必然的に拡大する。また、市場は、あらゆる人々を一時的であるにはせよ売買によって結び付けるので、古い社会を掘り崩し、新しい社会を作り出す。市場が閉ざされている間は、市場で売買によって結ばれる人間関係は、互いに顔見知りの間の外に出ることはない。従って、売買も仲間うちの間の行為に限定される。閉ざされた市場は、閉ざされた社会と符合する。小さな市場は、小さな社会に対応する。しかし、一旦、市場が外に向かって開かれて、外に向かって拡大されると市場の事態は一変する。これにともない、社会の事態も変化する。市場での売り買いは、今まで顔見知りの間だけであったものが、この中に、見知らぬ人が常時出入りすることになる。取引関係と人間関係との間にも、時として困難な矛盾を生じることになる。何故なら、市場での取引きは、あくまでも高値をつける者、あるいは購買力のある者との間で成立する。ここでは、知人であるか、友人であるか、肉親であるか、要するに顔見知りであるか否かは意味をもたない。面識をもたない者どうしが、市場では取引関係を結ぶ。小さな市場が大きな市場に移行する時、小さな社会の人間関係を大きな市場でも求めんとする人々は、時として悲しい思いをさせられる。親しい仲であったのにどうして私に売ってくれなかったのか、どうして私のものを買ってくれなかったのかと思うからである。しかし、大きな市場は大きな社会を作り出し、大きな社会には、小さな社会とは異なる倫理が必要である。

この問題について、ホップマンが1990年に「オールドー」に発表した「道徳と市場システム」は、非常に重要な解明を与えている。以下、ホップマンの提示した概念「閉ざされた、小さな社会」¹³⁾ (die geschlossene Stammesgesellschaft) と「開かれた、大きな社会」¹⁴⁾ (die offene Großgesellschaft) を参照しながら、「開かれた、大きな社会」の倫理を問題にしてみたい。開かれた市場の倫理は、開かれた、大きな社会の倫理に基づくからである。

ホップマンの「開かれた、大きな社会」は、ポパーの「開かれた社会」を連想させるが、ポパーの「開かれた社会」にはなかった新しい内容を有した画期的な概念である。ホップマンは、倫理も社会の発展とともに進化すべきものであるというハイエクの進化論的倫理命題を重要な発見であったとする。ここから出発して、倫理も絶対的でなく、歴史や社会の変化に応じて変化するという立場に立つ。従って、「閉ざされた、小さな社会」にはこれに応じた倫理があり、「開かれた、大きな社会」にはこれに応じた倫理があると言う。「閉ざされた、小さな社会」の倫理は、すでに熟知されている。ホップマンは、以下のように言う。

「道徳の第一の種類は、よく知られたものである。それは、『汝の隣人を愛せよ』といった種類のものである。例えば、家族がたがいに、己を無にして愛の心で向かいあい助けあい犠牲になり連帯して仕えあえば、ここにわれわれの道徳的感情は満たされる」¹⁵⁾

「閉ざされた、小さな社会」の倫理は、儒教の五倫五常についても当てはまる。孟子の五倫は、これを武内義雄「儒教の精神」で、括弧内に私の解釈を付記して示せば、以下のようである。

- 一 父子有親 (父と子の道徳は、睦まじく親しみあうことである)
- 二 君臣有義 (君と臣の道徳は、互いに己を無にする義である)
- 三 夫婦有別 (夫と妻の道徳は、なすべきことを分けあって助けあう別である)

四 幼長有序（兄と弟の道徳は、順序を守ることである）

五 朋友有信（友人同志の道徳は、互いに信頼することである）

キリスト教でも、儒教倫理でも、これらはすでに成立している「閉ざされた、小さな社会」を前提にし、この社会の存立を健全にする倫理である。しかし、もし、このような「閉ざされた、小さな社会」が変化して、「開かれた、大きな社会」が出現する時には、新しい社会のために、新しい倫理が必要となる。ここに古い倫理を当てはめよう、あるいは、古い倫理を絶対化しようとする、深刻な問題が生じてくる。現代の日本にも、この種の問題が少なくない。

「開かれた、大きな社会」には、「閉ざされた、小さな社会」のようにまとまった倫理規定が存在しない。ただ、戦後四十年、社会の大きな変動を経験してきた日本の中で、今までに流行語になってきた言葉をつなぎあわせてみると、新しい社会の倫理が、その輪郭において浮かび上がってくる。戦後、流行した「ウェットとドライ」、「人に迷惑をかけるな」、「思いやりが大事」、「やさしい人が好き」これらの日常語は、新しい社会の倫理の方向を示している。これは、封建社会に対する市民社会の倫理とも、私のもつ社会の二分法「血縁社会」に対する「契約社会」¹⁶の倫理とも言える。問題は、この「開かれた、大きな社会」の倫理は何かということになる。私は、これを民法の総則にある「信義誠実の原則」(Treu und Glauben)が、最も適当であると思う。民法第一編第一条第二項には、以下のようにある。

「権利ノ行使及ヒ義務ノ履行ハ信義ニ従ヒ誠実ニ之ヲ為スコトヲ要ス」

信義とは、約束を守ることであり、期待を裏切らないことであり、責任をとることである。市民社会と言うにせよ、「開かれた、大きな社会」と言うにせよ、「契約社会」と言うにせよ、新しい社会は、契約が信義と誠実によって守られることを条件としてのみ成立する。この根幹が揺らぐと、この社会は混乱する。信義によって成り立つ社会には、親和によって成り立つ社会の温かみがない。この「開かれた、大きな社会」の倫理について、ホップマンは以下のように言う。

「更に、第二の種類の道徳がある。例えば、父親がものを買う時には、自らにとって最も有利な条件を考慮するのであって、買物の相手方の欲求とか困窮を配慮することはない。父親の助けを最も必要にしている生産者や仲介人を探すのではなく、最も安く提供してくれる生産者や仲介人を探すのである。この父親に道徳的な承認がえられるのは、家族にとっての有利な買物をした時、従って、家族に行き届いた生計配慮をしている時ということになる」¹⁷

以上のホップマンの「開かれた、大きな社会」の倫理は、「閉ざされた、小さな社会」の倫理に比べると倫理と言う内容に乏しい。これよりも、ホップマンが「開かれた、大きな社会」の倫理は、近代の民法に多く見られる禁止則によって成り、それは、モーセの十戒に近いと言っていることの方が重要である。モーセの十戒とは旧約聖書「出エジプト記」二十章に見られ、以下のものである。

- 一 あなたは自分のために、刻んだ像を造ってはならない。(もし、神を愛するなら、神の他に神——偶像——を造ってはいけない)
- 二 それにひれ伏してはならない。(もし、神を愛するなら、偶像を神のように崇めてはならない)
- 三 あなたは、あなたの神、主の名を、みだりに唱えてはならない。(もし、神を愛するなら、神がしないことを神のせいにし、神のしたことを神以外のもののせいにしてはならない)

- 四 安息日を覚えて、これを聖とせよ。(もし、神を愛するなら、神と週に一度の交わりを大事にせよ)
- 五 あなたの父と母とを敬え。(もし、神を愛するなら、神の地上代理人である父と母とを神と同じく尊敬せよ)
- 六 あなたは殺してはならない。(もし、人を愛するなら、人を殺すようなことはしてはいけない)
- 七 あなたは姦淫してはならない。(もし、人を愛するなら、その配偶者を苦しめるような不倫はしてはいけない)
- 八 あなたは盗んではならない。(もし、人を愛するなら、他人の所有物件を許しなしで奪うことはしてはいけない)
- 九 あなたは隣人について、偽証してはならない。(もし、人を愛するなら、真実をまげることによって、正直者が馬鹿を見るような、真実を混乱させることをしてはならない)
- 十 あなたは隣人の家をむさぼってはならない。(もし、人を愛するなら、人を羨むことがあっても、危害を及ぼす恐れのあるように妬むことをしてはいけない)

以上が、旧約聖書の十戒の概要である。十戒は神と人、人と人との関係を規定した律法である。神と人との関係は、元来、旧知の間でも、親しい間でも、身内の間でもなく、創造者と被造物というドライな間柄である。これは、「閉ざされた、小さな社会」の倫理で律せられるものではない。同じく、十戒の第六戒から第十戒までは、人と人との倫理であるが、「閉ざされた、小さな社会」を前提とした倫理ではない。このため十戒は、「契約社会」の倫理として、信義誠実の原則、信義則を具体化した倫理規定と見なすことができる。十戒は、「開かれた、大きな社会」の倫理として、その有効性が再認識されてもよい。例えば、ウソに甘い社会は、「閉ざされた、小さな社会」では許されても、「開かれた、大きな社会」では許されないことは十戒の第八戒によって明らかである。現代の日本社会で、企業の倫理のみならず、あらゆる人間の倫理として、約三千年以前の旧約の律法が、今日的意義をもって蘇らされる必要がある。また、これからの世界が倫理喪失の国際社会にならないためにも古い契約法の再生が必要である。

三 市場と理論

(一) 適正価格

以上、何故、市場は開かれていなくてはならないかを、市場に入り込みやすい虚偽、欺瞞、詐欺を排除するには、市場には競争が必要であるという倫理的な理由から説明した。次に、その理論的理由を、価格をめぐる中世以来問題とされてきた「適正価格」(gerechter Preis) から明らかにする。

「オールド」の中で、市場を理論から問題にした論文には、レオンハルト・ミクシュ「均衡の理論のために」(Leonhard Miksch, Zur Theorie des Gleichgewichts) (第1巻 1948年)、ハインリッヒ・フォン・シュタッケルベルグ「経済運営の可能性と限界」(H.v.Stachelberg, Möglichkeiten und Grenzen der Wirtschaftslenkung) (第2巻 1949年)、フリードリッヒ・ルッツ「競争秩序に対する反対意見」(Friedrich Lutz, Einwände gegen die Wettbenwerbs-

ordnung) (第5巻 1953年) などがある。ここでは、ミクシュの言う「市場の均衡傾向」から、市場が開かれていなくてはならない理論的理由を明らかにする。

市場の先行形態である交換のために何よりも必要なことは、交換当事者の間で、交換条件についての合意が成立することである。交換条件の主要なものは、交換される物件相互の交換比率である。先の素朴な例で言えば、どれだけの穀物とどれだけの衣服が交換されるかの比率について双方の合意が必要となる。これは、穀物なり、衣服の価格をどう決めるかという問題と同じである。問題となるのは、どのような価格が正しいのか、何が「適正価格」かということである。「適正価格」を、誰が、どのように、いかなる理由によって決めるかということが、交換ならびに価格の中心的問題である。

「オルドー」の1953年に発表されたヨセフ・ヘフナーの論文「スコラ哲学における競争」は、価格がどう決められるべきかについて、中期スコラ哲学のトマス・アクイナスと、後期スコラ哲学の唯名論者（ノミナリスト）の間に興味ある対立のあったことを明らかにしている。ヘフナーによれば、価格論について、中期スコラ哲学のトマスの方が今日からみれば新しく、新しいはずの後期スコラ哲学の唯名論者の方が古い見解をとっていたと言う。

まず、トマスが価格は市場での競争によって決められるべきであるとしていたとして、ヘフナーは、その価格論を次のように説明している。

「トマスは、その価格論を単に労働と費用のみに基づかせないで、明らかに需要と供給とによって決められ、商取引や、市場や利潤追求などを前提としている価格要因に注意をうながしている。例えば、トマスは、価格要因として商品の数量、売り手と買い手の人数をあげ、販売は、『一般的な市場価格』でなされるのが適正 (gerecht) であると言っている」¹⁸⁾

これに対して、ヘフナーがノミナリストの一人として挙げているハインリッヒ・フォン・ランゲンシュタイン (Heinrich von Langenstein 1325-1384) は、トマスとは全く異なって、かえって中世的、ギルド的な価格論を展開した。ヘフナーは、都市行政官に価格を決める権限を委ねるべきであるとしたランゲンシュタインの価格論を以下のように説明している。

「一都市や一地区の行政官は当然そうあるべきであるが、賢明で、義務に忠実であるので、適正な商品価格と商品価値の高さを、それが農業生産物であれ、工業生産物であれ、充分正確な評価において見いだすことが困難でない。行政官は、十分に都市の個々の階層を見渡すことができるし、それぞれの階層が職分にふさわしく生活していくためには、生活のために、原料と職分遂行に必要な道具のために、どれだけの、また、どのような物財を必要とするかを見積ることができる」¹⁹⁾

ミクシュは、「オルドー」創刊号の上記の論文「均衡の理論のために」の中で、ランゲンシュタインの言う「計画」による経済運営を、命令経済と名づけて、それを以下のように批判している。

「命令経済には均衡傾向が存在しない。命令経済の秩序は、中央当局によって一方的に与えられたものであって、中央当局の自由裁量権は、あらゆる自己調整を排除する」²⁰⁾

以下、ミクシュの言う「均衡傾向」²¹⁾ (Gleichgewichtstendenz) を命令経済はもっていないとはいかなることか、市場経済の「均衡傾向」が、市場が開かれることによりどうして実現されるかを明らかにする。

(二) 効用極大化と効率適正化

ランゲンシュタインのように行政官が価格決定の権限をもつべきであるという価格論では、価格を決めるのは誰かと言えば、それは行政官という特定有資格者である。どのようにしてと言えば、行政官の行政能力によってとなる。いかなる理由によるかと言えば、行政官は他に抜きんでて都市生活についての正確な知識をもつからとなる。これは、高度に発達した官僚機構についても当てはまる。

これに対して、トマスのように市場に価格決定の権限を委ねれば、「適正価格」を決めるのは、特定有資格者でなく、不特定多数者になる。市場では、官庁がするように一元的な価格判断でなく、多元的な価格判断が集合される。市場は、部分的判断を結合して一般的判断に構成して行く機能をもつ。市場は、交換の発達した制度として確立された。交換から市場へ発達する過程で、価格の判断は、歴史性ととともに社会性を帯びてきた。交換の事例が歴史的に比較され、かつ、近接する事例と社会的に比較されることによって価格の妥当性は高まった。先の例で言えば、穀物と衣服の交換が、他に比較しようのない状態でなされたものであれば、互いに、果して、その交換が「適正価格」を保証するか否かに不安がともなう。しかし、他との比較によって、その客観性は高くなる。市場が開かれるということは、不特定多数の、多元的判断を可能にする。特定有資格者の、一元的判断に比べると、不特定多数の、多元的判断の方が客観性と妥当性ですぐれている。

更に、市場は官庁より安定性においてもすぐれている。何故なら、官庁によるように特定有資格者の判断で決められた価格では、判断から排除された、圧倒的多数者の不同意を予想しなければならない。この限り、価格に安定性が保証されない。これとは逆に、市場で結合された集合判断が、社会成員の全員を含めた場合には、その不特定多数者の、多元的判断は変えなくてはならない理由に乏しいので安定性をもつ。全員参加型の価格決定は、それぞれの判断が価格に反映されている限り、成立した市場価格に異議を唱える理由がない。成立した市場価格がこのように圧倒的多数者の支持をえることによって、価格は「均衡価格」となる。ミクシュが、市場経済は計画経済とは異なって、「均衡傾向」(Gleichgewichtstendenz)をもつというのは、以上のように説明できる。

均衡というのは、運動する物体が運動の理由を失って静止することをいう。動態から静態へと移行する時に生じる現象である。一般にこの状態は、物理的に説明される。上記の説明は、均衡の社会的説明であるが、これを物理的に説明したのが価格の需要曲線と供給曲線による説明である。

価格理論によれば、市場において需要者は右下がりの需要曲線をもつ。これとは逆に、供給者は右上がりの供給曲線をもつ。両者の市場における行動パターンは対照的である。価格を上げなければ販売する数量を増やしたがる供給者と、逆に、価格を下げなければ購入する数量を増やしたがる需要者とは、利害が完全に対立するからである。ただし、両曲線は一点においてのみ交点をもつ。しかも、この一点においてのみ需要者と供給者の利害が完全に一致する。この交点以外では、価格が決まっても数量が折りあわず、数量が決まっても価格が折りあわない。両者の間で合意が成立するのは、この交点以外にない。ここで、価格と数量とが均衡する。

ワルラスとパレートの業績は、均衡価格には、部分均衡を超え、一般均衡にいたる経路のあ

ることを発見したことにある。ワルラスの一般均衡理論と、パレートの資源の最適配分の理論は、この点で重要である。ワルラスやパレートは、需要曲線の右下がり、供給曲線の右上がりの理由を、それぞれ限界効用逓減の法則、限界費用逓増の法則をおいて説明した。サムエルソンは、その「経済学」(Economics)の中で、次のように言っている。

「丁度、限界効用が需要曲線の背後に横たわっているように、限界費用が供給曲線の背後に横たわっている」²⁰⁾

需要曲線が始めは高く終りは低く右下がりになる理由は、提供される数量が少ない間は、需要側の受け取る満足の度合(効用)が大きいので需要者は高い価格でも応じる。しかし、数量の増加とともに効用が小さくなるので低い価格でしか商品、用役、情報の購入に応じなくなるからである。逆に、供給曲線が始めは低く終りは高くなる理由は、提供する数量が少ない間は生産の能率がよいので生産費は小さくてすみ低い価格で採算がとれる。しかし、数量の増加とともに生産の能率が落ちてくるので生産費は上がりはじめ高い価格でなくては商品、用役、情報の販売に応じなくなるからである。需要曲線と供給曲線とが交わる均衡価格では、需要者のもつ限界効用と供給者の限界費用とは、効用と費用とでは、費用を負の効用としても比較が難しいが、理論上は均衡する。

ワルラスは、部分市場で成立する価格と限界効用の均衡が、単位価格当りの限界効用の低い商品が減り高い商品が増やされることによって、あらゆる市場で成立し、限界効用が均等になれば社会的効用は極大化するとして、部分均衡を超えた一般均衡理論を構成した。ワルラスは、価格が限界効用に等しいという部分均衡の成立条件に、限界効用均等の法則という条件を加えることによって、一般均衡の成立を証明したことになる。

同じく、パレートも部分均衡から、部分市場で成立する価格と限界費用の均衡が、単位生産当りの限界費用の高い商品が減らされ低い商品が増やされることによって、あらゆる市場で限界費用を均等にするによって、資源の社会的効率(Ophelimität)を極大化させるとして資源の最適配分の理論を構成した。価格は限界費用に等しいという部分均衡の成立条件に、限界費用均等の法則という条件を加えることによって、一般均衡の成立を証明したのである。

以上、ワルラスとパレートによって発見された部分均衡から一般均衡への発展過程について、ミクシュは次のように言っている。

「ワルラスとパレートは、均衡傾向(Gleichgewichtstendenz)が効率性(Ophelimität)と主観的効用との極大値をもたらすことを証明した」²⁰⁾

ワルラスとパレートの二人は、ミクロ経済学の重要な基礎を築いた。ミクロ経済学の重要な意義は、部分の均衡が同時に一般の均衡をも成立させる条件を明らかにしたことにある。部分の均衡が、同時に一般の均衡でもあるということは、自由に行動する個別の人間が、決して、混乱ではなく秩序を生むことの保証となる。このため、自由を保証するあらゆる国家体制にとって欠くことのできない認識となる。ミクシュは、この点をも次のように言っている。

「個別の均衡の中から、一般的な均衡が生じてくる」²⁰⁾

(三) 独占利潤

ワルラスとパレートの社会的効用の極大化や社会的効率の適正化による一般均衡論は、これが現実に成立するためには種々の困難がある。ワルラスの理論では、限界効用が均等になるた

めには、価格単位で計られた限界効用の低い、需要の小さい市場の供給は減らされて、その高い、需要の大きな市場の供給は増やされるよう生産調整が完全に行われなければならない。同じく、パレートの理論でも、生産単位で計られた限界費用の高い、資源が無駄に使われている市場から、生産要素が、原料にせよ、労働にせよ、資本にせよ、限界費用の低い、資源が効率よく使われている市場へとスムーズに移されなければならない。しかし、現実には、このような前提は様々の事情によって妨げられる。この結果、一般均衡が成立するために必要な開かれた市場は完全には実現されにくい。サミュエルソンが次のように言う通りである。

「そこで、現実の世界は、大半が不完全競争に分類されるべきである。この世界は、完全に競争的でもないが、完全に独占的でもない」²⁰⁾

サミュエルソンの言うように、現実の世界は、単独の事業主体が市場を独占しているというのは、中央銀行か、郵便事業か、中央や地方の行政機関の行っている公益事業が大半であって民間事業では見あたらない。また、完全に競争的な市場も、日本のように政府の統制下に半ばおかれている米は別とすれば、農業事業と小売事業に一般には見られるにすぎない。工業事業では、鋳業、鉄鋼、造船、電気、機械、化学など大半で、有力な事業主体が市場を寡占的に占有している。この他、サービス事業についても、建設、広告、金融、情報、出版などの事業についても、有力な事業主体が市場を占有するケースが多く見られる。かかる現実を前にして、市場は開かれるべきであるというのは、いかなることかが再検討されなければならない。問題は、適正利潤はどのように決められるべきかということになる。

適正利潤の問題は、理論的には、利潤極大化の問題として検討するのが適当である。利潤極大化の条件は、限界収入と限界費用が等しいことであるが、それは、次のように説明される。利潤は、収入から費用を差し引いた差額である。収入は、平均収入（通常は価格という）と販売数量の積で決まる。費用は、平均費用と販売数量の積で決まる。販売数量とともに、平均収入（価格）は下がるし、平均費用は上がる。問題は、販売数量をどこにすれば、収入と費用との差額である利潤を極大にできるかという問題である。このために、収入と費用をそれぞれ極限值で見て、収入と費用とが交わる点を限界収入と限界費用とする。すると、この点を超えると限界費用が限界収入を上回って利潤が縮小に転じ、この点までは、逆に、限界収入の方が限界費用を上回って利潤が拡大しているので、この点で利潤が極大化すると見られる。

利潤極大化の条件が、限界収入と限界費用が等しいことであることは、独占市場と競争市場の別なく同じである。両者の異なる点は、競争市場では、市場が開かれているので、新規の市場参加者が加わって、生産、販売数量が増大する結果、限界収入と限界費用が等しい条件が、平均収入が平均費用に等しい点へと下がることにある。平均収入（価格）が平均費用に等しいというのは、利潤がゼロということである。これに対して、独占市場では市場が閉ざされるので、限界収入が限界費用に等しいという利潤極大化の条件は維持される。この結果、独占市場では、平均収入（価格）は、平均費用のみならず、限界費用をも上回り独占利潤を確保する。この反面、独占市場では、単位当りの限界効用は他の市場に比べて高く、需要超過を生じさせる。逆に、単位当りの限界費用は高く、資源の非効率的な利用を生じさせる。このため、独占利潤には、社会的効用、社会的効率、いずれからも擁護される理由がない。

四 市場と政策

(一) 「オールド」の秩序政策

市場を開くことの倫理的理由は、悪徳の横行を防ぐためであった。市場を開くことの理論的理由は、適正価格を定めるためであった。市場を開くことの政策的理由は、自由の実現のためである。しかし、経済政策の目的は、生産であったり、分配であったり、成長であったり、雇用であったり、福祉であったり、公正であったり、秩序であったり、自由であったり、安定であったり多様である。これに応じて、経済政策も、一元的でなく多元的な目的を同時に実現しようとする。「オールド」も、創刊号に掲げられた「序文」(Vorwort)を見ると、この点で例外ではない。

「経済的成果と、有意義な秩序と、個人的な自由を同時に達成する唯一の解決としての競争秩序を断固として支持する立場で一致すると同じく、あらゆる種類のいわゆる計画経済、より正確には中央管理経済を拒否することでも、共著者、編集者、出版者は一致している。それだけでなく、自由放任主義が実現されてきたいわゆる自由経済についても否定的判断をもつことでも一致している。われわれは、特にここ数十年来の経験によって、いかなる計画経済的秩序をも知りたくない。何故なら、これが、人間の譲ることのできない自由を必然的に蔑み、人間を官僚制度の奴隷にするからである。われわれは、経済的活動の無制限な自由も、いたるところで、国家の権力に劣らず個別利益と全体利益との間に対立を生じ、経済的、社会的に有害な私的経済権力を生じたことも知ってきた」²⁰⁾

「オールド」は、「経済的成果と、有意義な秩序と、個人的な自由」の三者を併記しているが、この中で「人間の譲ることのできない自由」が最も重視されていることは疑いない。経済政策は、広く多くの人に享受される個人的自由を実現しようとするれば、すべてを自由にすればいいといって済ますことはできない。自由は放任されると、必ず、ある人の自由は他の人の自由を妨げる。例えば、ある人の音楽を聞く自由は、開け放された窓を通して、他の人の安眠の自由を妨げる。自由に音楽を聞くことと、自由に安眠できることが両立するためには、二つの自由を成り立たせる秩序が何か必要である。経済政策は、すべての経済主体が、これだけ守れば後は自由にできる何かの秩序を発見し、それを妥当させなければならない。これによって、多数者の自由が実現されるからである。

これだけ守れば後は自由にしてもよいという秩序政策を、経済活動の中で、どのように具体化して行くかが困難であるが解決しなければならない問題である。「オールド」の目標は、すでに論及したように、通貨を安定させ、市場を開き、貿易を自由にすることである。これらの目標を達成するために、一定の秩序が発見され、これだけは互いの自由のために守って行こうと言え、これに反対する人は多くないであろう。しかし、総論は賛成でも各論では反対とよく言われるように、一定の秩序を守るための積極的な行動が起こされることは多くない。何故なら、市場を開くことも、通貨を安定させることも、貿易を自由にすることも、積極的にこれを支持する利益団体がいないからである。

市場を開くことは消費者の利益であると言っても、消費者は組織されることのない烏合の集団であって、積極的な政策集団とはなりにくい。これに比べて、市場を閉ざすことによ

て独占利潤や寡占利潤を維持できそうな利益集団の方が、遙かに組織力があり、このための政策集団となり、経済政策の方向を決定する。通貨の安定についても、これを積極的に推進する政策集団の形成を期待することは困難である。いかなる利益集団であっても、これが経営者集団であっても、労働者集団であっても、景気の停滞は望ましくなく景気の拡大が歓迎される以上、信用拡大による景気浮揚政策が圧倒的に支持される。このため、物価インフレにせよ資産インフレにせよ、通貨の安定は損なわれやすい。貿易の自由についても、外国からの商品、資本、労働によって既得権益を犯される恐れのあるものは、貿易の自由には消極的とならざるをえない。いくら、貿易の自由は、互いの市場の乗り入れによって一国の市場を占有するより、部分的に多くの国の市場を分有するので利益となるといっても、敢えて市場を遠い国に求めるには抵抗があるだろう。自由な貿易が、平和な国際社会、平和な世界のためになると言っても、総論賛成にとどまるに相違ない。従って、秩序政策の推進集団を求めるとすれば、学者集団が存在するだけとなる。学者集団は政策集団とはなりにくいから、直接的には政策決定に参加しないが、世論の形成を通じて間接的にこれに参加する。

経済政策が自由の実現を目的にすれば、権力を分散化することを避けることはできない。何故なら、自由は権力の分散によって実現するからである。逆に、権力が集中されれば、実現されるのは自由でなくて服従である。例えば、主君が家臣に独立を許すことによって、家臣は自由になって行く。この時、権力は、主君と家臣との間に分散される。自由は、権力の分散によって実現する。同じく、主人が番頭に独立を許すことによって、番頭は自由になって行く。同じく、本家が分家に独立を許すことによって、分家は自由になって行く。このように、政治、経済、社会の自由は、権力の分散によって実現されてきた。

自由は、ヨーロッパで言えば、中世から近代にかけて、教会制度にしても、領主制度にしても、権力が分散化されることによって中世的階層秩序が崩壊することで達成された。ところが、政治的領域で実現した自由の実現とは逆行するように、産業革命以降の経済的領域では、企業規模の拡大によって企業が集中化し、新しい産業組織上の階層秩序を形成することになった。この傾向は、大量生産の技術の発達とともにより顕著になっている。資本の提携、吸収、合併によって企業は集中化する。企業の集中化にともない、競争市場は独占市場へと移行する。競争市場から独占市場に移行することによって、企業の自由は、総体としては失われていく。

何故なら、例えば、市場に10の企業があり、互いに生産を分担している間は、10の企業に経済的自由が享受されている。これが、提携、吸収、合併による集中化にともない、5つの企業、1つの企業へと寡占化され、独占化されて行けば、今まで、自由に生産に従事していた企業からは経済的自由が失われていく。これは、中世において戦闘に敗れた領主が、他の領主に従属することによって自由を失って行ったのと同じことである。一方において、勝利した領主に権力が集中し、他方において、敗北した領主からは自由が失われたことになる。近代は、自由の実現に向けて開始された新しい歴史であったはずなのに、この新しい時代を開いたはずの経済的領域に、皮肉なことに歴史に逆行するような現象が生じたことになる。しかし、政治権力の集中化に疑問をもつ人も、経済権力の集中化には敢えて異を唱えることをしないことは不思議なことである。

特定企業なり、特定業界なりの経済権力の拡大は、市場での正当な競争の結果である限り非難すべきものではない。競争市場には、投資決定にせよ、需要予測にせよ、生産費圧縮にせよ、

業績競争に成功した者を残し、失敗した者を去らせる機能がある。従って、成功した企業が失敗した企業を提携、吸収、合併によって結合し、自己の企業規模を拡大し、経済権力を増大することは非難すべきことではない。問題は、企業が自己の存在理由をどこにおくかということである。業界なり、社会なりで、自己の存在を誇示しようとするのか、あるいは、経済的価値を提供し社会に貢献することで満足するのかということである。

もし、自己の存在を誇示しようとするれば、売上を伸ばし、シェアを広げ、広告を盛んにして社会にアピールすることになる。このような企業は、規模の経済性を追求することになる。これに対して、社会に貢献しようとするれば、自己の身の丈にあった経営をすることになる。このような企業は、規模の経済性でなく、規模の適正化を追求することになる。

レプケは、「オールド」の創刊号に「国民経済における中小企業」(Klein und Mittelbetrieb in der Volkswirtschaft) (創刊号 1948年) を載せ、大企業優位の中にあっても、中小企業の存在意義が大きいことを様々な面から分析している。大企業の大規模生産は、並質の製品を大量に供給するにはすぐれたシステムである。従って、このような要請をもつ鋳工業、重化学工業、耐久消費財工業などの生産部門では有効な企業形態である。これに比べて、中小企業は、上質の製品を小量、分担して供給するにはすぐれたシステムである。従って、この生産システムは、農業、小売業、各種サービス業などには適している。

わが国でも1985年代半ば、いわゆる円高不況に際して、重厚長大型産業から、軽薄短小型産業へと中心産業が移行しつつあると言われたが、規模の拡大化に代わって、規模の適正化という要望が生じてくれば、企業の形態にも変化が生じてくる。規模を拡大することのメリットは、生産費の圧縮にある。しかし、規模の拡大化は、規模の適正化のもつメリットを失わせる。レプケは、企業規模の適正化について、以下のように言っている。

「企業に適正規模が存在する。管理上の適正規模、金融上の適正規模、販売上の適正規模、最後に、景気上の適正規模がある」²⁰⁾

問題は、経済権力の分散化を可能にする企業規模の適正化をどうするかである。このために、政治権力を行使すべきでないとするれば、企業規模についての認識を高める他はない。従って、レプケは次のように言う。

「小さな、中ほどの、非集中化されたもののためになすべきことは、道徳的な革新である」²⁰⁾

(二) 「オールド」の法治政策

経済政策が、自由の実現を目的にしても、このような経済政策の介入できる余地は少ない。本来、自由のための政策というのは矛盾したことである。例えば、自由を実現するために通貨を安定させると言えば、市中銀行の信用創造の自由を犯しかねない。自由を実現するために市場を開放すると言えば、企業の規模設定の自由や、価格設定の自由を妨げかねない。自由実現のため貿易を自由にすると言えば、自国産業や自国企業の生産や営業の自由を犯しかねない。

従って、経済政策が自由を犯さず、しかも自由を守ることができるには、すでに論じたように、参加者全員が合意できる秩序を作り、全員がこれに従って、この枠の中で自由に活動できるようにする他ない。このような秩序は、法律によって定められるから、このような経済政策は法治政策となる。法律は、当然のことながら、決められたら守られなければならない。このためには、法律は、全員が合意できるものであり、全員が服するものであり、現実にあわない

という理由で歪曲されてはならない。しかし、法律がこのように理想的に運用されているかと言えば疑問が多い。

ベームは、「オールドー」に載せた「帝国裁判所とカルテル」(Das Reichsgericht und Kartelle) (創刊号 1948年) で、19世紀末に出された帝国裁判所のカルテル合法の判決が、いかに大きな影響をその後のカルテル問題に投げかけたかを分析した。ドイツ帝国裁判所は、19世紀末にザクセン州の製材組合が結んだカルテル協定について、一旦は、この協定が1869年に施行された「営業法」(Gewerbeordnung) に違反すると判断した。しかし、カルテル協定を違法とすると、ドイツでは業者間の価格競争のためダンピングが起これり、かえって社会的な損失を招くとの司法判断により、結局、これを合法と認めた。しかし、このようなドイツ特殊論は法律を歪曲するものであったとしてベームは以下のように言う。

「1897年2月4日の帝国裁判所の判決は、大きな影響をもっていた。それ以来、ドイツの裁判所では、カルテル契約は根本的に合法となった。その後、ドイツの最高裁判所ならびに下級裁判所がカルテル契約の合法性の問題を扱うことはあったが、1897年2月4日の判決に順じた。帝国裁判所は、単に判例を与えただけでなく、この後著しい影響を及ぼすことになった経済政策的な決定を下したことになる。ドイツは、カルテルの国となった」²⁹⁾

法律が、全員の服するものとなるためには、それが一部の権益者の利益を擁護するものではないかとの疑いをもたれるものであってはならない。この嫌疑を排除するには、立法と行政との分離が必要である。両者が結託すると、行政者は自己の権益を遂行するために、都合のよい法律を立法者として制定する恐れがある。この点をハイエクは、「オールドー」に発表した「市場経済と経済政策」(Marktwirtschaft und Wirtschaftspolitik) (第6巻 1954年) で、18世紀イギリスの思想家ウィリアム・パーレイを引用して、次のように言っている。

「自由な国家の第一の原則は、法律があるグループの人々によって作られ、別のグループの人々によって用いられることにある。言いかえると、立法と行政の機能が分離されることである。もし、これらの課題が同一の人間、同一の集団に統一されると、特定の法律は、しばしば、実際的な動機に動かされ、個人的な目的に役立たせられる特定のケースのために作られる。もし、これらが分離されると、あるグループの人々は、その法律が誰に当てはめられるかを前提にせず一般的な法律 (allgemeine Gesetze) を制定する。一旦、制定されると、この法律は誰を縛るにかにかまわず別のグループの人々によって執行される」³⁰⁾

法律が、全員によって、事前に合意されていることは、法律がよく守られるために必要なことである。このためには、法律が全員参加のもとで作られるのが理想である。しかし、それは実行できることではない。国会は、立法機関であるが、現状は法律の審議機関であっても、原案作成機関としては充分機能していない。もし、立法と行政の分離を原則として、法律の原案作成の主体を求めるとすれば、利害関係から一番離れた学者集団となる。将来的に、客観的な立場を堅持できる学者集団の出現が望まれる。

全員の合意をえる法律とは、全員が無理なく平等に服せる、ハイエクの言う一般的な法律 (allgemeine Gesetze) であり、オイケンの言う枠組 (Rahmen) である。この点について、オイケンは次のように言う。

「企業と家計とが自由に計画し、行動する枠組を形成することが、この枠組を監視する経済政策のなすべきことになる」³¹⁾

この点、オイケン、ハイエクとよく似た意見をもっていた。

「法治国家と同じように、競争秩序は、個々人の自由な活動が、他者の自由な領域によって制限されるような、人間の自由な領域が均衡するような枠組みを作り出すはずである」³²⁾

経済政策の目的が、自由の実現にあることについても次のように言う。

「競争秩序への意志は、自由への意志と密接に結び付いている」³³⁾

注

- 1) 石原義盛著「過剰貯蓄論と日米経済摩擦」(月報「富士」11月号 1985)
- 2) 野尻武敏他著「ひとつのドラマの終り」(1991年晃洋書房) 1頁。
- 3) 佐藤経明他著「ソ連・東欧の経済」(日本経済新聞「基礎コース」第34回目。1989年11月21日)
- 4) 前掲書33頁-34頁。
- 5) 同前掲書114頁-117頁。
福田敏浩著「現代の経済体制論」(1990年晃洋書房) 11頁-15頁。
- 6) 同前掲書151頁。
- 7) 朝日新聞 1991年8月20日 (3) ヤナーエフ氏声明 (要旨)
- 8) 鉢野正樹著「現代ドイツ経済思想の源流」(1989年文眞堂) 113頁。
- 9) Erich Hoppmann : Moral und Marktsystem, in : ORDO 41. 1990. S. 14.
- 10) a. a. O. S. 17.
- 11) グルト・ハルダッハ エルゲン・シリング共著 石井和彦訳「市場の書」(1988年同文館出版株式会社) 143頁。
- 12) Joseph Höffner : Der Wettbewerb in der Scholastik, in : ORDO 5, 1953. S.182.
- 13) Erich Hoppmann : Moral und Marktsystem, in : ORDO 41, 1990 S. 18.
- 14) a. a. O. S. 18.
- 15) a. a. O. S. 15.
- 16) 鉢野正樹著「現代ドイツ経済思想の源流」(1989年文眞堂) 113頁。
- 17) a. a. O. S. 18S. 19.
- 18) Joseph Höffner : Der Wettbewerb in der Scholastik, in : ORDO 5,1953, S. 186.
- 19) a. a. O. S. 188.
- 20) Leonhard Miksch : Zur Theorie des Gleichgewichts, in : ORDO 1,1948, S. 179.
- 21) a. a. O. S. 179S. 180.
- 22) Paul A. Samuelson : Economics 10th edition p. 458.
- 23) a. a. O. S. 177.
- 24) a. a. O. S. 181.
- 25) op. cit. p. 483.
- 26) ORDO 1, 1948.
- 27) Wilhelm Röpke : Klein und Mittelbetrieb in der Volkswirtschaft, in : ORDO 1, S. 138.
- 28) a. a. O. S. 171.
- 29) Franz Böhm : Das Reichsgericht und die Kartelle, in : ORDO 1,1948, S. 198.

- 30) F. A. Hayek : Marktwirtschaft und Wirtschaftspolitik, in : ORDO 6, 1954. S. 8.
- 31) Walter Eucken : Die Wettbewerbsordnung und ihre Verwirklichung, in : ORDO 2, 1948, S. 23.
- 32) a. a. O. S. 27.
- 33) a. a. O. S. 27.